



朝霞市 都市計画マスタープラン【概要版】

平成 28 年 11 月改訂

— 私が 暮らしてつづけたいまち 朝霞 —



都市計画マスタープランとは

朝霞市都市計画マスタープランは、市全体と各地域ごとの将来像を明確にし、今後のまちづくりを進めるための指針となるものです。

1 役割

- 市民参加型のまちづくりを進めること
- 個性的で快適なまちづくりを進めるために朝霞市独自の将来像を明らかにすること
- 都市計画の決定・変更の指針となること

2 目標年次

策定時から概ね20年後、改訂から概ね10年後の**平成37年（2025年）**とします。

3 構成

①全体構想【2～4ページ参照】

市を広域的にとらえ、目指すべき都市像とまちづくりの目標を定め、分野別のまちづくりの方針を設定します。

②地域別構想【5～6ページ参照】

市内を5地域に区分し、特性に応じた将来像とまちづくりの目標を定め、身近なまちづくりの方針を設定します。

③計画の実現に向けて（まちづくりの推進方策）【7ページ参照】

構想の実現を目指し、体制・仕組みづくりについての方策を示します。

4 見直しにあたっての取組

まちづくりの主要課題・これから10年のまちづくりの視点「まちづくりキーワード」を抽出

朝霞市都市計画マスタープラン及び第5次朝霞市総合計画の検討で実施した市民意識調査や現況分析、各委員会や地域別懇談会などで得られた多様な意見をふまえ、「まちづくりの主要課題」を整理し、今後10年で取り組むべき「まちづくりキーワード（26キーワード）」を抽出しました。

■まちづくりの主要課題

1. 可能性

- 人口：高齢社会に備える
「医療と福祉のまちづくり」
- 交通：「コンパクトでネットワーク化したまちづくり」
- 住みよさ：「子どもとその家族が住み続けたいと感じるまちづくり」

2. 課題

- 安全・安心
 - 歩行者優先の「歩いて暮らせるまちづくり」
 - 大規模災害に備えて被害を軽減する「災害に強いまちづくり」
- にぎわい
地域の活力（元気）を支える「おしゃれでにぎわいのあるまちづくり」
- 高齢化
高齢者や障害のある人など誰もが「外出しやすいまちづくり」
- 財政
市民や事業者、大学などとの「協働による持続可能なまちづくり」

【まちづくりキーワード（26キーワード）】

- | | |
|-------|--|
| 土地利用 | 1. 住宅地と商工業地の適正な立地
2. 駅周辺などの商業地の活性化
3. 地域の拠点となる医療・福祉ゾーン形成
4. 大規模跡地の活用
5. 国道沿道など市街化調整区域の土地利用ルールづくり |
| 道路交通 | 6. サイクリングロードや自転車通行帯など自転車の交通環境の整備
7. 交通安全施設や交通規制などによる歩行者優先の生活道路の実現
8. 通学路の交通安全の確保
9. コミュニティバスなど公共交通ネットワークの充実 |
| 環境・景観 | 10. 多世代交流の場となる公園の整備及び農地の活用
11. 街路樹の管理推進や民有地の緑地保全の促進など良好な景観形成
12. 自然とのふれあい・生物多様性に配慮した河川環境・斜面林の保全
13. 太陽光発電などのクリーンエネルギー活用 |
| 市街地整備 | 14. 民間と連携した商業地のにぎわい創出や良好な市街地の形成
15. 密集住宅地の住環境の改善及び防災性の向上
16. 上・下水道未整備地域の整備推進
17. 地区計画や建築協定など地域提案型のまちづくりの促進
18. 老朽対策などのマンションの管理の適正化 |
| 安全・安心 | 19. 公共施設の老朽化対策・統廃合
20. 集中豪雨などの浸水対策の推進
21. 避難経路の安全確保とバリアフリー化
22. 避難場所・避難体制の確保
23. 防犯対策など安心して外出できるまち（セーフコミュニティ）の構築
24. 空き家等対策
25. 子どもや高齢者、障害のある人の地域生活圏を考慮した施設の配置・移動手段の確保（歩いて暮らせるまちづくり）
26. 市民イベント支援など多世代交流の促進 |

全体構想 ～市全体のまちづくりを進めるうえでの考え方～

1 将来像（ビジョン）

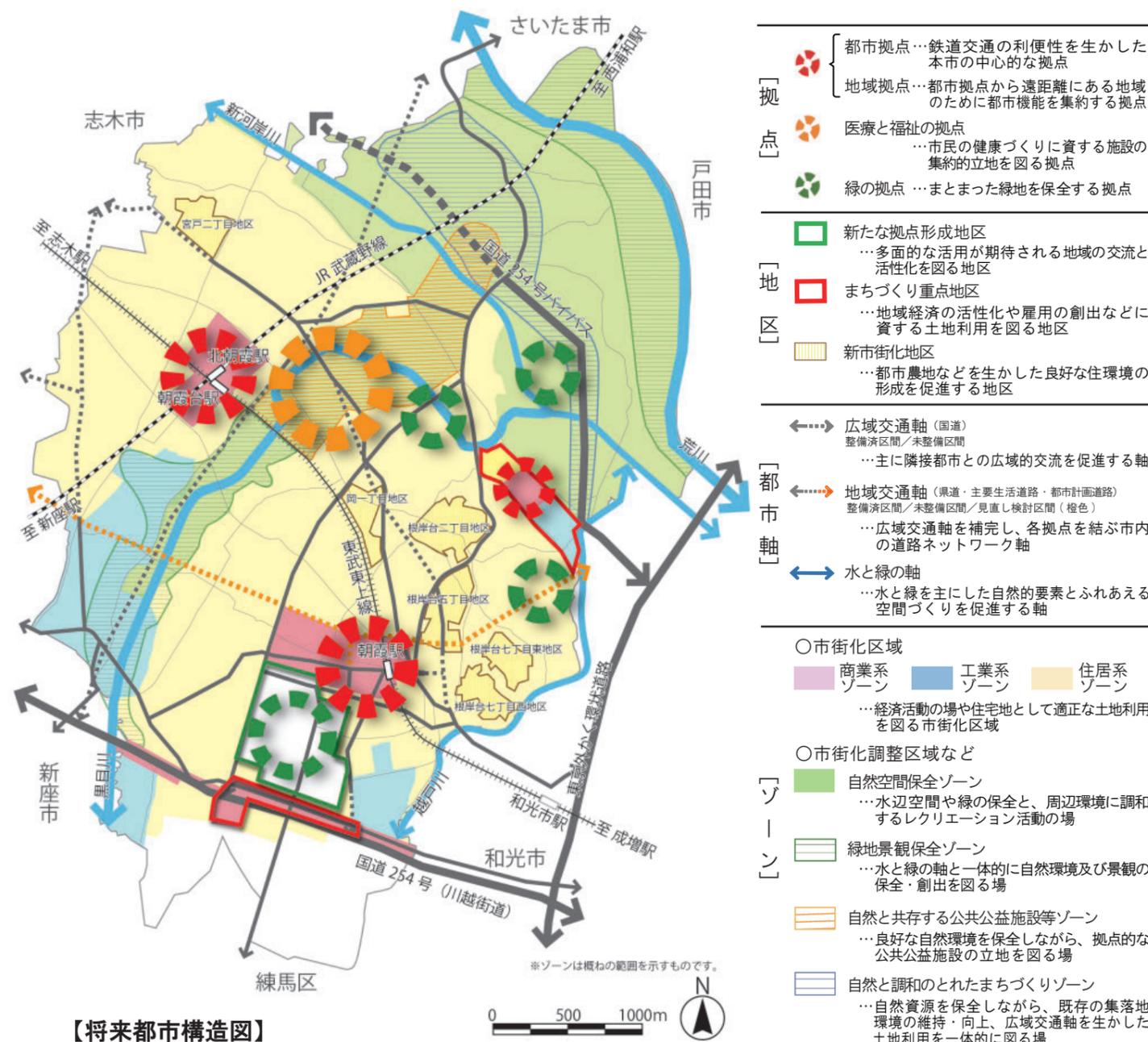
私が暮らしてつづきたいまち 朝霞

2 将来像の基本概念（コンセプト）

安全・安心なまち 子育てがしやすいまち つながりのある元気なまち 自然・環境に恵まれたまち

3 将来のまちの骨格（将来都市構造）

都市機能の集積や自然環境の保全の核となる「拠点」、将来像の基本概念の実現に向けたまちづくりに先導的に取り組む「地区」、交通及び自然環境の骨格を形成する「都市軸」、土地利用方針を表す「ゾーン」をそれぞれ設定します。



全体構想 ~市全体のまちづくりを進めるうえでの考え方~

4 分野別方針 — 分野別まちづくりの方向性 —

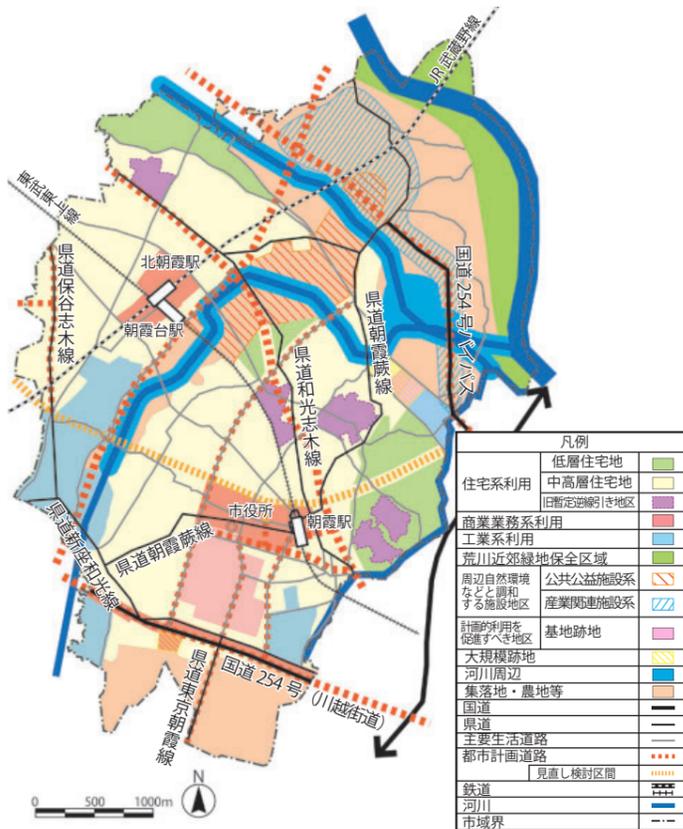
将来像の基本概念を具体的に展開するために、5つの分野別に目標を設定します。

① 土地利用分野

- 目標**
- ・市街地の適正な利用
 - ・市街地周辺の適正な利用
(市街化調整区域の整序)

ポイント

- ①住居・商業・工業のバランスのとれた土地利用を促進
- ②医療・福祉・教育施設の集約的な立地を誘導
- ③都市農地など自然と共存する良好な住環境を形成
- ④本市のシンボルとなる新たな憩いと交流の拠点として基地跡地の有効な土地利用を誘導
- ⑤市全体もしくは地域の活性化に資する大規模跡地などの有効な土地利用の誘導
- ⑥市街化調整区域における自然環境の保全や適正な利用のための規制・誘導



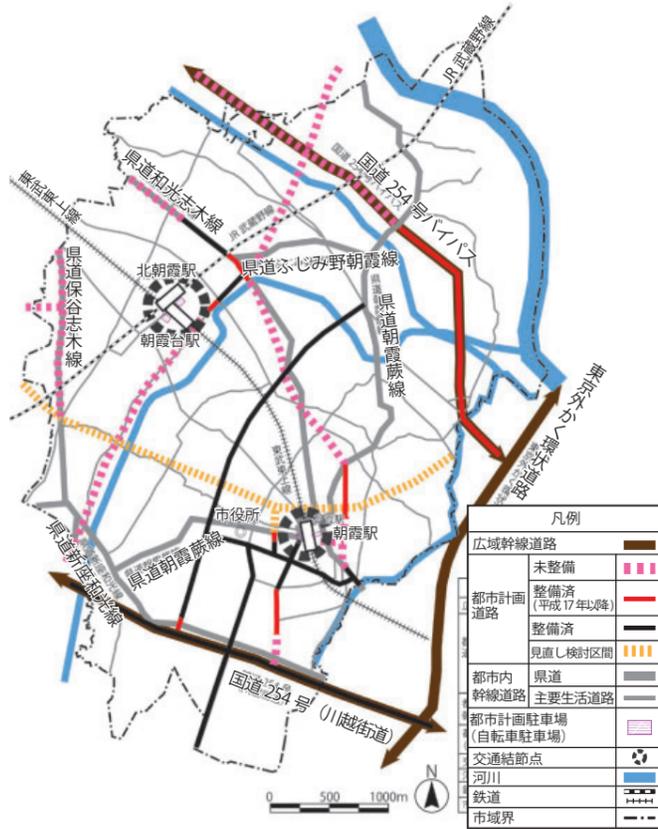
【土地利用分野の方針図】

② 道路交通分野

- 目標**
- ・やさしさに配慮した道づくり
 - ・まちの骨格となる道路づくり
 - ・良好な交通環境づくり

ポイント

- ①安全で快適な歩行者空間の形成
- ②円滑な交通の確保などのため、都市の骨格を形成する道路網の整備を推進
- ③長期未整備都市計画道路の見直しの検討
- ④市街地内外を結ぶ道路の整備や住宅地内の通過交通の抑制について検討
- ⑤公共交通空白地区の解消や利便性向上のためのコミュニティバスの運行見直し推進
- ⑥交通結節点におけるユニバーサルデザイン等を推進



【道路交通分野の方針図】

⑤ 安全・安心分野

- ポイント**
- ①地震・火災・水害など災害の被害を最小限に抑え、避難場所等を確保
 - ②防犯環境づくりを推進
 - ③便利で快適な「歩いて暮らせるまちづくり」を推進

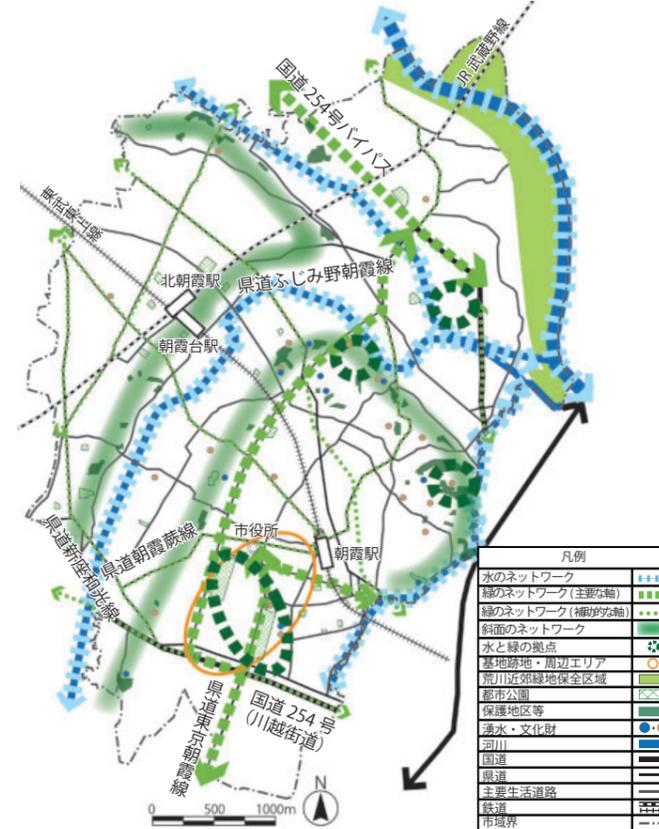
- 目標**
- ・災害や犯罪に強いまちづくり
 - ・全ての人にやさしいまちづくり

③ 緑・景観・環境共生分野

- 目標**
- ・まちの骨格となる緑づくり
 - ・うるおいのある生活環境づくり
 - ・まちの魅力を生み出す景観づくり
 - ・循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり

ポイント

- ①黒目川及びその周辺の自然環境について、自然とのふれあいや朝霞らしい景観の形成などの観点から保全を推進
- ②武蔵野台地の崖線の斜面林など武蔵野の原風景を残す緑について、生物多様性の保全、朝霞らしい景観の形成などの観点から保全を推進
- ③本市のシンボルとなる緑に囲まれた新たな拠点として基地跡地の整備を推進



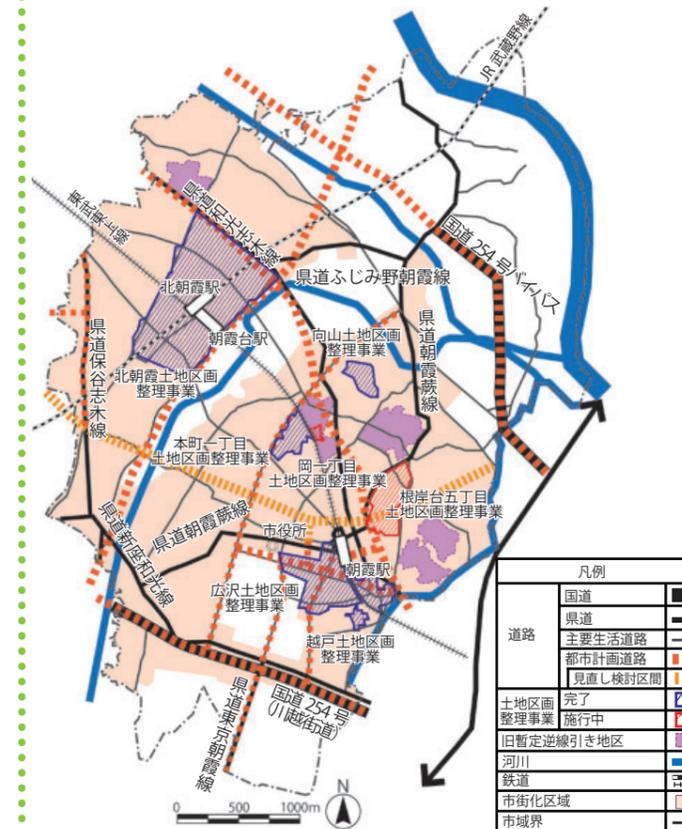
【緑・景観・環境共生分野の方針図】

④ 市街地整備分野

- 目標**
- ・特性に応じた市街地づくり
 - ・上水道の整備・充実
 - ・公共下水道の整備

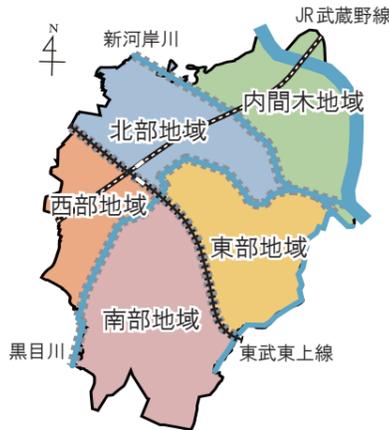
ポイント

- ①現在実施している土地区画整理事業を推進
- ②まちづくり重点地区は今後地域の活性化などに資することが期待される地区の都市基盤整備を検討
- ③木造住宅、老朽住宅などが密集する地区については、震災時などにおける防災機能の向上や居住環境の改善を促進
- ④地区計画等による商業空間におけるにぎわいの創出を検討



【市街地整備分野の方針図】

地域別構想 ~地域ごとのまちづくりの考え方~



地域別構想は、それぞれの地域の特性や課題に応じた将来の望ましい地域づくりの目標（将来像）、まちづくりの方向性、地域づくりの基本方針などで構成されています。地域区分は、現在ある生活圏の範囲、住宅などの建物の集まり具合とともに、鉄道や河川など市域を大きく分割するような要素をもとに5つの地域に区分しました。

内間木地域

【将来像】 あざやかに さ爽やかに か川面奏でる し春夏秋冬
う潤い ち調和 ま真心の んぎ義理と愛情の郷
~残存する豊かな自然の整備保全~

まちづくりの方向性

- ・良好な自然環境や農地に囲まれた潤いのある住み良いまち
- ・より快適に、そして水害などの災害に対する安全性を高め、安心・安全に暮らせるまち
- ・新河岸川流域の親水性を高め、アクセスの改善を図り、他地域との交流を促進

北部地域

【将来像】 身近なみどりにあふれ

人がめぐりあい 心豊かに暮らす まち

まちづくりの方向性

- ・狭い道路の改善などにより、安心・安全に暮らせる快適な住環境の形成
- ・黒目川・新河岸川の河川沿いの自然環境の保全や、空閑地の活用による公園の確保や残存する農地や緑地の保全を図り、河川や公園などとのネットワーク化を推進し、一体的に活用
- ・駅周辺のにぎわいの拠点にふさわしい環境づくりと、居住地の生活に身近な商業機能の充実

西部地域

【将来像】 自然（黒目川・緑）と歴史性（伸銅工業・旧街道）を活かし

暮らしにやさしく 住み続けられるまち

まちづくりの方向性

- ・良好な住環境の維持・整備とともに、防災性や快適性を高めた住み良いまちづくり
- ・自然環境の保持や、歴史的価値の見直しなどによる土地利用の特性を活かすような適正な配慮・誘導
- ・周辺環境への配慮・調整、身近な公共施設などの充実による安全・安心で快適な生活環境づくり
- ・狭い道路の解消などによる、安全でやさしい道路づくり

【地域づくり方針図】



東部地域

【将来像】 水と緑と歴史に囲まれた

生活にうるおいをかんじるまち

まちづくりの方向性

- ・農地の保全・活用、旧暫定逆線引き地区の利用方法の検討や、住環境と農業環境の調和
- ・残存する自然・歴史資源の保全
- ・地形を活かした散策路づくりや体系的な道路網の形成による、安心して楽しく歩ける歩行者空間づくり
- ・朝霞駅周辺は、生活利便性の向上、憩いやくつろぎの場としての空間も充実した朝霞の顔となるまちづくり

南部地域

【将来像】 豊かな緑に囲まれた

文化が薫る 賑わいのまち

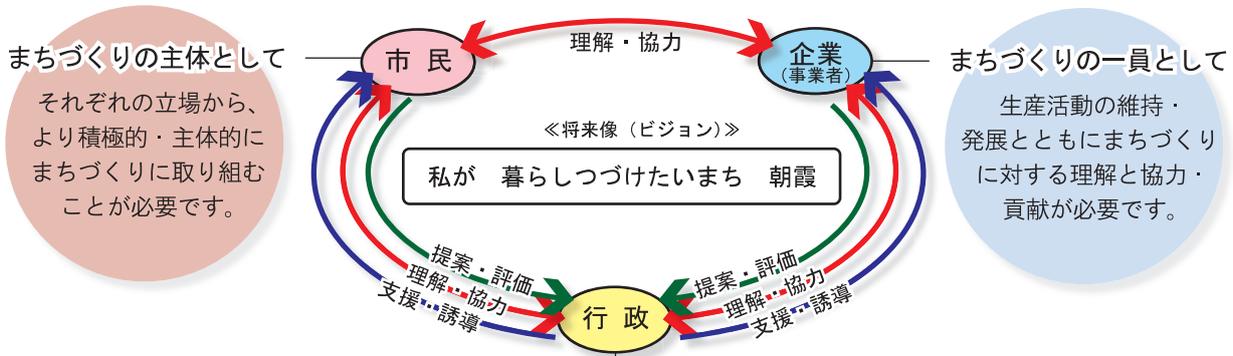
まちづくりの方向性

- ・公共施設、基地跡地や駅前広場などとあわせた朝霞市の顔・交流拠点としてのまちづくり
- ・体系的な道路網の形成による、安心して楽しく歩ける歩行者空間づくりなど、ゆとりある住環境づくり
- ・市街地に散在する農地の保全・活用の検討・黒目川周辺の自然資源の保全や、膝折宿などの歴史・文化資源の活用による特徴ある景観づくり

計画の実現に向けて ～まちづくりの推進方策～

1 市民・企業（事業者）・行政の“協働”によるまちづくり

まちづくりの推進のために市民、企業（事業者）及び行政がお互いに協力し、それぞれの役割分担による“協働”のもとにまちづくりを推進していきます。



まちづくりの主体として
それぞれの立場から、より積極的・主体的にまちづくりに取り組む必要があります。

まちづくりの一員として
生産活動の維持・発展とともにまちづくりに対する理解と協力・貢献が必要です。

総合的かつ効率的なまちづくりを着実に実施
市民によるまちづくりへの支援などを推進していきます。
周辺自治体・県・国及び関係機関との連携のもと、計画的で効率的なまちづくりを進めていきます。

2 実現に向けた取組 — 協働のまちづくりに向けて —

① 市民まちづくりへの柔軟な支援 …市民まちづくりの熟度に応じ、各取組の段階にあった適切な支援の提供に配慮します。

<p>第1段階</p> <p>市民まちづくりのきっかけづくりのために…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりへの意識啓発 ・まちづくり情報交換の充実 ・まちづくりへの参加機会の充実 ・みんなが参加するまちづくり（子どもの参加機会の創出） 	<p>第2段階</p> <p>市民まちづくりの促進のために…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動への支援 ・地域と連携したまちづくり活動の支援 ・まちづくり活動組織の育成支援 ・まちづくりに関するルールづくりへの支援 ・まちづくり支援体制の検討 	<p>第3段階</p> <p>「参画」と「協働」によるまちづくりのために…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より専門的なまちづくり活動への発展支援 ・市民の参画体制の形成
--	--	--

② 実現方策の検討・実施

- ・本計画に基づき様々なまちづくり制度を活用
- ・既存プロジェクトとの連携などによるまちづくりの推進
- ・地域に身近なまちづくり活動の推進
- ・周辺自治体・県・国などのまちづくり事業や制度の活用
- ・周辺自治体・県・国などとの連携
- ・「リーディング協働プロジェクト※」の検討

※リーディング協働プロジェクトとは…

地域別構想に掲げる地域づくりの目標（将来像）などを実現するために、地域の市民や企業（事業者）と行政が協働し、今後先行的かつ重点的に取り組む事業です。行政内でその事業に係る部署間での協働も含まれます。

1. 提案、2. 事業化の検討、3. 実施の三段階となっています。

③ 都市計画マスタープランの運用・評価

- ・本計画に基づく具体的な都市計画の運用
- ・市民、NPO及びまちづくり関連分野などとの連携、調整
- ・まちづくりの進行管理と評価

④ まちづくりの継続

- ・まちの「持続性」の確保
- ・まちづくりのための財源の確保
- ・まちづくりの人材確保
- ・まちづくりに関するルール等の検討

朝霞市都市計画マスタープラン（改訂版） 概要版 【平成28年11月改訂】
 発行：朝霞市都市建設部まちづくり推進課 〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号
<http://www.city.asaka.lg.jp/> Tel:048-463-1111（代表）